

議案第50号

南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を
改正する条例制定について

南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月17日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を
改正する条例

南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 23 年南あわ
じ市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に
次の 1 項を加える。

（令和 2 年 8 月分における利用料の特例）

2 令和 2 年 8 月分における第 9 条第 1 項の規定の適用については、同項中
「7,000 円」とあるのは、「5,000 円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(令和2年8月分における利用料の特例)</u></p> <p><u>2 令和2年8月分における第9条第1項の規定の適用については、同</u> <u>項中「7,000円」とあるのは、「5,000円」とする。</u></p>	

議案第51号

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月17日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南あわじ市国民健康保険税条例（平成 17 年南あわじ市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 23 条中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 2 号中「28 万円」を「28 万 5,000 円」に改め、同条第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改める。

附則第 9 項及び附則第 10 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免）

19 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、平成 31 年度分及び令和 2 年度分の国民健康保険税（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、被保険者の資格の取得に係る届出を 14 日以内に行わなかったことにより、令和 2 年 1 月以前の納期に係る納期限が同年 2 月 1 日以後に定められている国民健康保険税を除く。）を減額し、又は免除することができる。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であって、次の各号のいずれにも該当するも

の

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上

イ 前年の地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第 27 条の 2 第 1 項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第 314 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が 1,000 万円以下

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下

20 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする理由

21 第 19 項の規定による減免をした場合における第 26 条第 1 項の規定の適用については、同項中「必要があると認めるもの」とあるのは、「必要があると認めるもの（附則第 19 項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 9 項及び第 10 項の改定規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 12 号）附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日（令和 3 年 1 月 1 日）から施行する。

（適用区分）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の南あわじ市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 2 年度以後の年度分

の国民健康保険税について適用し、平成 31 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 19 項から第 21 項までの規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

南あわじ市国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>第10条～第22条 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢</p>	<p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>第10条～第22条 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢</p>	

者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

第23条の2～第28条 略

附 則

1～8 略

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、

者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

第23条の2～第28条 略

附 則

1～8 略

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、

第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

11～18 略

第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

11～18 略

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)

19 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、平成31年度分及び令和2年度分の国民健康保険税(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの)に限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められている国民健康保険税を除く。)を減額し、又は免除することができる。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれる世帯であって、次の各号のいずれにも該当するもの

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

イ 前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税

法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額が1,000万円以下

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

20 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする理由

21 第19項の規定による減免をした場合における第26条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認めるもの」とあるのは、「必要があると認めるもの(附則第19項の規定の適用を受ける者を除く。)」とする。

議案第52号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月17日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

記

1 事故発生年月日

令和2年4月6日

2 事故発生場所

南あわじ市松帆江尻903番地南側交差点付近

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 過失割合は甲（南あわじ市）100%、乙（相手方）0%とし、賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しない。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

配送経路確認のため、配送トラックで向かった松帆小学校から給食センターに戻る際、交差点を左折しようとしてハンドルを切った時に、配送トラックの左側面が相手方の玉ねぎ小屋の屋根に接触し、損傷を与えたものです。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	玉ねぎ小屋	330,000円